

静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月10日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第26号

静岡県漁業調整規則の一部を改正する規則

静岡県漁業調整規則（令和2年静岡県規則第61号）を次のように改正する。

改正前		改正後													
(資源管理の状況等の報告) 第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。		(資源管理の状況等の報告) 第21条 許可を受けた者は、次の表の左欄に掲げる知事許可漁業の種類に応じ、それぞれ右欄に掲げる期限までに、次項各号に掲げる事項を知事に報告しなければならない。													
<table border="1"><thead><tr><th>知事許可漁業の種類</th><th>期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、棒受網漁業、罎目網漁業、さばすくい網漁業、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、<u>小型定置網漁業</u>、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	知事許可漁業の種類	期限	中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、棒受網漁業、罎目網漁業、さばすくい網漁業、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、 <u>小型定置網漁業</u> 、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業	(略)	(略)			<table border="1"><thead><tr><th>知事許可漁業の種類</th><th>期限</th></tr></thead><tbody><tr><td>中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、棒受網漁業、罎目網漁業、さばすくい網漁業、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、<u>小型定置漁業</u>、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></tbody></table>	知事許可漁業の種類	期限	中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、棒受網漁業、罎目網漁業、さばすくい網漁業、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、 <u>小型定置漁業</u> 、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業	(略)	(略)		
知事許可漁業の種類	期限														
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、棒受網漁業、罎目網漁業、さばすくい網漁業、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、 <u>小型定置網漁業</u> 、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業	(略)														
(略)															
知事許可漁業の種類	期限														
中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、あさり漁業、小型まき網漁業、船びき網漁業、ごち網漁業、底立てはえ縄漁業、棒受網漁業、罎目網漁業、さばすくい網漁業、固定式刺網漁業、刺網漁業、袋網漁業、 <u>小型定置漁業</u> 、ぼら敷網漁業、追込網漁業、張網漁業、寄網漁業及び潜水器漁業	(略)														
(略)															
2 (略)		2 (略)													
附 則 (経過措置)		附 則 (経過措置)													
3 第4条第1項第1号の規定は、 <u>令和4年5月31日</u> までの間は、適用しない。		3 第4条第1項第1号の規定は、 <u>令和5年5月31日</u> までの間は、適用しない。													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。